

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十四年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年五月十日奈良県指令高土第二四一―一号

平成二十四年五月三十一日奈良県指令高土第二四一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年六月八日高土第七八四号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字神楽二五四番三及び二五四番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市穴虫三二六〇番地ノ一八

榮永純一

一 許可番号

平成二十四年三月二十一日奈良県指令高土第二三一―一八号

平成二十四年六月八日奈良県指令高土第二三一―一八―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年六月十三日高土第七八五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年六月十三日高土第三二三号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市神楽二丁目二一五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市良福寺六六九番地の一

増春建設株式会社 代表取締役 増春太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市神楽二丁目二一五番二の一部

下水道 大和高田市神楽二丁目二一五番二の一部